九二九七〇八三六八七」を「〇・〇二一六一三六三三一八〇」に改め、同項第三号イ中「一万千五百二十五円九十九銭」を「一万二千七百六十七円六銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一五八二六五一七四四五」を「〇・〇一八一二六二四七九八〇」に改め、同条第三項中「九千二百九十八円九十九銭」を「一万三百五十九円二十四銭」に、「〇・〇一九二九七〇八三六八七」を「〇・〇二一六一三六三三一八〇」に、「9,298円99銭」を「10,359円24銭」に、「0.019297083687」を「0.021613633180」に改め、同条第四項中「一万千五百二十五円九十九銭」を「一万二千七百六十七円六銭」に、「〇・〇一五八二六五一七四四五」を「〇・〇一八一二六二四七九八〇」に、「11,525円99銭」を「12,767円6銭」に、「0.015826517445」を「0.018126247980」に改める。

附則第四条の二（見出しを含む。）及び附則第五条（見出しを含む。）中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「四万六千六百八円十七銭」を「四万九千三百二十九円三十九銭」に、「四万七千五十六円六十四銭」を「四万九千七百七十二円七十六銭」に、「0.3940」を「0.4120」に、「0.3974」を「0.4086」に、「883円68銭」を「15円46銭」に、「937円58銭」を「865円79銭」に、「〇・〇九三八〇四」を「〇・〇九七三一二」に、「〇・〇九五三八二」を「〇・〇九九〇三」に、「0.000000735」を「0.000000745」に、「0.000000752」を「0.008506」を「0.008140」に、「0.008111」を「0.007499」に、「九千二百九十八円九十九銭」を「一万三百五十九円二十四銭」に、「九千二百二十二円二十八銭」を「一万三百六十円九十銭」に、「〇・〇一九二九七〇八三六八七」を「〇・〇二一六一三六三三一八〇」に、「〇・〇一九四一七九一六八七三」を「〇・〇二一四八二五九六八七七」に、「9,298円99銭」を「10,359円24銭」に、「9,222円28銭」を「10,360円90銭」に、「0.019297083687」を「0.021613633180」に、「0.019417916873」を「0.021482596877」に、「一万千五百二十五円九十九銭」を「一万二千七百六十七円六銭」に、「一万千八百九十七円九十七銭」を「一万二千八百七十六円十九銭」に、「〇・〇一五八二六五一七四四五」を「〇・〇一八一二六二四七九八〇」に、「〇・〇一五八八四二〇〇六九五」を「〇・〇一八一八二六七〇七〇一」に、「11,525円99銭」を「12,767円6銭」に、「11,897円97銭」を「12,876円19銭」に、「0.015826517445」を「0.018126247980」に、「0.015884200695」を「0.018182670701」に改める。

附則第八条（見出しを含む。）中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の調整交付金から適用する。

告　示

○国家公安委員会告示第十号

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の露店の標識の様式を平成二十五年三月二十一日付けで承認したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十八日

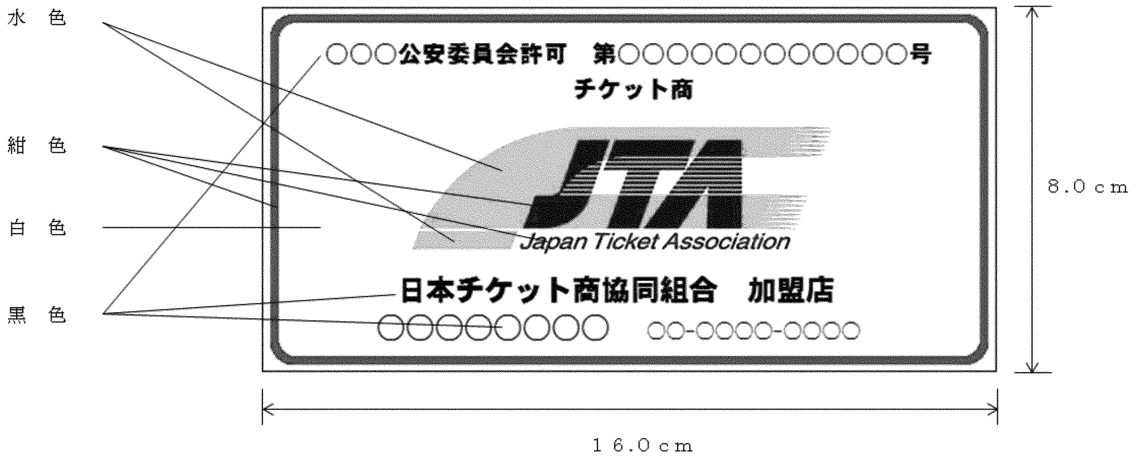
国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　承認に係る団体の名称　日本チケット商協同組合

二　承認に係る団体の住所　東京都港区新橋二丁目十六番一―六百十五―一号

三　承認に係る団体の所在地　東京都港区新橋二丁目十六番一―六百十五―一号

四　露店の標識の様式



備考　１．材質は、ポリエチレンテレフタラートとする。

２．番号は、許可証の番号とする。

３．下欄には、古物商の氏名又は名称及び連絡先（電話番号等）を記載するものとする。

４．古物に該当する金券類を提供する自動販売機に掲示するものとする。